## ③国家戦略特区の指定の基準

ア) 区域内における経済的社会的効果 当該区域において実施されるプロジェクトにより当該区域内において 大きな経済的社会的効果が生じること。

## イ) 国家戦略特区を超えた波及効果

当該区域においてプロジェクトを実施することにより、産業の国際競争力の強化 又は国際的な経済活動の拠点の形成を通じて、全国的な社会的経済的効果も含め、 広く波及効果を及ぼすものであること。

## ウ)プロジェクトの先進性・革新性等

当該区域において実施されるプロジェクトが、先進性・革新性を有するもの(従来なかった取組を新しく行う場合を含む。)であり、日本の経済社会の風景を変えるような取組と認められること(国内外に発信する価値のある日本の魅力や日本で培われた制度等を活かした取組を含む。)。

## エ)地方公共団体の意欲・実行力

区域内の地方公共団体が、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成のために、地域独自の取組を進め、又は進めようとしているなど課題に取り組む意欲が高く、規制・制度改革をスピード感をもって、継続的に遂行する実行力があると認められること。